

環境関連法規制等の動き 2024年度年間（2024.3.19～2025.3.26）まとめ

| 記号 | 法令名                                   | 2024年度の主な法令改正（詳細は掲載月の環境関連法規制等の動きをご覧ください。）                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A  | 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 改正建築物省エネ法の施行(25. 4. 1)により、原則全ての新築非住宅等への省エネ基準適合を義務付け等します。<br>また、省エネ基準への適合免除の建築の規模が、床面積が10㎡以下の建築物とされました。<br><br>2026年4月より新築又は増築・改築を行う部分の床面積が300㎡以上2, 000㎡未満である非住宅建築物の省エネ基準が、既存の2, 000㎡以上の大規模建築物と同水準に引き上げられます。 |
|    | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令      | 新たに一般照明用の蛍光灯、水銀を含む電池等が、特定水銀使用製品に追加され、電池は2026年1月から、蛍光灯は2026年1月、2027年1月及び2028年1月に製造が禁止されます。<br><br>※使用を禁止する規制ではありませんが、製造中止により蛍光灯は入手が難しくなる恐れがあり、代替として順次LED照明等への交換が必要になります。                                     |

↓（掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令番号です）

| 記号 | 分野    | 法律名                    | 掲載月-番号 | 代表改正法令名称                                                                         | 他件数 | 法令番号           | 公布日          | 施行日           | 法令内容                                                                                                                                                                                                             | 適用者                      |
|----|-------|------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------|-----|----------------|--------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
|    | 環境基本  | 環境基本法                  | 3-4    | 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件                                                         | -   | 環境省告示第5号       | 2025. 2. 14  | 同日            | これまで生活環境の保全に関する環境基準の類型Aに分類されていた水浴の利用目的が削除され、いずれの類型においても、水浴の測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）の基準については、大腸菌数300 CFU/100mL 以下とされました。                                                                                | —                        |
|    | 大気汚染  | 大気汚染防止法                | 3-1    | 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令                                                           | -   | 環境省令第4号        | 2025. 2. 17  | 2025. 10. 1   | 水銀規制に係る大防法の改正が行われてから2023年で5年を迎え、法の施行状況や社会情勢等を踏まえた水銀大気排出対策について見直しが行われました。 <u>一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設について、水銀濃度を連続的に測定する方法が追加</u> されたほか、 <u>銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設等に係る排出基準</u> が強化され、 <u>石炭ガス化複合発電施設（IGCC）の排出基準</u> が新たに定められました。 | 当該施設を保有する事業者等            |
|    | 水質汚濁  | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律   | 3-5    | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令 | -   | 環境省令第8号        | 2025. 3. 3   | 2025. 10. 1 他 | 今般、水濁法に基づくカドミウム、トリクロロエチレン及び六価クロムの排水基準が改正されたことを受け、法に規定される <u>埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準</u> も改正されました。                                                                                                         | —                        |
|    |       | 水質汚濁防止法                | 11-3   | 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令                                                  | -   | 環境省令第29号       | 2024. 11. 11 | 2024. 12. 11  | 水濁法による亜鉛含有量の一般排水基準については2mg/Lが設定されていますが、直ちに対応することが困難な業種に <u>暫定排水基準</u> が適用されています。今般、 <u>電気めっき業</u> について、現行の暫定排水基準（4mg/L）の適用期間を <u>2029. 12. 10まで延長</u> しました。                                                      | 当該物質を使用する当該業種の事業者        |
|    | 地球温暖化 | 地球温暖化対策の推進に関する法律       | 2-1    | 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令                                                    | 1   | 政令第8号          | 2025. 1. 22  | 2025. 4. 1    | 国際協力排出削減量口座簿の記録事項、法人等保有口座の開設に伴う手数料の額等を定めるとともに、 <u>温室効果ガス算定排出量の報告制度の算定方法</u> について、 <u>回収したCO2を合成メタン等のカーボンリサイクル燃料の製造に利用する場合等について、回収したことによる排出削減価値を基礎排出量の算定に反映</u> させられるようになりました。                                    | 当該報告をおこなう事業者等            |
|    |       |                        | 11-4   | 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令                                                   | -   | 環境省令第26号       | 2024. 10. 25 | 2025. 4. 1    | これまで、温室効果ガスの排出量及び吸収量は、官報により公表されていましたが、より詳細な補足資料の掲載が可能であるインターネットを利用するための改正がおこなわれました。                                                                                                                              | —                        |
|    |       |                        | 7-1    | 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律                                                       | -   | 法律第56号         | 2024. 6. 19  | 2025. 4. 1 他  | パリ協定に基づく日本の目標の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、二国間クレジット制度(JCM)の着実な実施を確保するための体制強化、並びに地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充等を実施します。                                                                                          | —                        |
|    |       | フロン排出抑制法               | 11-2   | 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令                                   | -   | 経済産業省令第65号     | 2024. 10. 1  | 2025. 4. 1 他  | 法第13条で <u>フロン類の環境影響度の低減を相当程度行う必要があると指定された製品</u> のうち、エアコンディショナーの一部について、対象を店舗・事務所用エアコンディショナーから <u>業務用エアコンディショナーへ拡大</u> 等されました。                                                                                     | 当該製品を基準生産量以上製造または輸入する事業者 |
| A  | エネルギー | エネルギーの使用の合理化に関する法律     | 7-3    | エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令                                  | -   | 経済産業省令第47号     | 2024. 7. 18  | 2025. 4. 1    | 同法に基づく <u>定期報告書の様式が変更</u> されました。2025年から提出する様式に <u>任意の報告としてダイヤモンド・リスボンスの実施量</u> 等についての内容が追加されます。                                                                                                                  | 同法に基づく特定事業者              |
|    |       | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 10-3   | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令                                                  | -   | 経済産業・国土交通省令第2号 | 2024. 10. 16 | 2026. 4. 1    | 新築又は増築・改築を行う部分の <u>床面積が300㎡以上2,000㎡未満である非住宅建築物の省エネ基準</u> が、既存の <u>2,000㎡以上の大規模建築物と同水準</u> に引き上げられました。                                                                                                            | 当該非住宅建築物を建てる事業者          |
|    |       |                        | 5-1    | 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令                      | 1   | 政令第171号        | 2024. 4. 19  | 2025. 4. 1    | 改正法の施行日が2025.4.1に決まりました。改正法では、原則全ての新築非住宅等への省エネ基準適合を義務付け等します。また、 <u>省エネ基準への適合を求めない建築の規模</u> が、 <u>床面積が10㎡以下の建築物</u> とされました。                                                                                       | 当該建物を建築する事業者             |
|    | 廃棄物   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律       | 3-3    | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針                                   | -   | 環境省告示第6号       | 2025. 2. 18  | 同日            | 廃掃法第5条の2第1項の規定に基づき定められる題記方針が改正されました。産業廃棄物の排出量に関する2030年度目標値については、2023年度(370百万t)比約1％増加に抑制し、最終処分量を2023年度(8.7百万t)比約10％削減等されました。また、新たに一人一日当たりのごみ焼却量目標値580gが設定されました。                                                   | —                        |
|    |       |                        | 12-2   | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令                                                   | -   | 環境省令第32号       | 2024. 12. 16 | 2025. 3. 16   | 水銀汚染防止法に基づき新たに追加される水銀使用製品のうち、 <u>真空ポンプ(水銀が目視できるもの)を水銀使用製品産業廃棄物に指定、水銀を使用する真空ポンプ、ホイール・バランス、推進薬に処分前の水銀の回収義務</u> が追加されました。                                                                                           | 当該物質を使用する製品を廃棄する事業者      |

|      |     |                                |      |                                                                                                                                   |   |                                            |            |            |                                                                                                                                                                                                       |                               |
|------|-----|--------------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
|      | 廃棄物 | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律         | 11-2 | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令                                                                            | - | 環境省令第24号                                   | 2024.10.23 | 2025.1.1   | バーゼル条約が2022年に改正され、25.1.1に効力を生じることに伴う改正です。今回、有害な電気及び電子機器廃棄物(e-waste)に加えて、 <b>非有害なe-wasteも条約の規制対象に追加</b> されたことに伴い、 <b>規制対象に該当するe-wasteの基準</b> が策定されました。主に、 <b>金属からなる電子部品並びに直接再使用するプリント配線基板等</b> が該当します。 | 当該廃棄物を輸出入する事業者                |
|      |     | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 | 5-2  | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令                                                                                      | 1 | 環境省令第20号                                   | 2024.4.19  | 同日         | <b>PCB使用製品を所有する事業者</b> は、当該製品を廃棄または環境大臣が定める方法により当該油に含まれる <b>PCB含有量を基準以下まで除去</b> しなければなりません。今般、低濃度PCB廃棄物(廃油)の該当基準等を踏まえて、 <b>同基準が0.5mg/kg以下</b> に改められました。                                               | 当該PCB使用製品を所有する事業者             |
|      |     | 毒物及び劇物取締法                      | 6-1  | 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令                                                                                                               | - | 政令第196号                                    | 2024.5.29  | 2024.6.1他  | 農薬等に使用される <b>フルベンチオフェノックスが劇物</b> に指定されました。その他シクロピラニルが劇物から除外、ダイアジノンの劇物からの除外濃度が変更されました。物質の正式名称は下記参考をご確認下さい。                                                                                             | 当該物質を取扱う事業者                   |
| B    |     | 水銀による環境の汚染に関する法律               | 1-1  | 水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令                                                                                                  | - | 政令第402号                                    | 2024.12.27 | 2026.1.1他  | 新たに <b>一般照明用の蛍光ランプ、水銀を含む電池等</b> が、特定水銀使用製品に追加されました。今後、 <b>電池</b> は2026年1月から、 <b>蛍光ランプ</b> は2026年1月、2027年1月及び2028年1月に <b>製造が禁止</b> されます。                                                               | 当該製品を製造する事業者                  |
|      |     |                                | 5-4  | 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令                                                                                                     | - | 内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第4号 | 2024.4.26  | 同日         | 同法では、既存の用途に利用する水銀使用製品以外の水銀使用製品の製造・販売について原則禁止しています。今回、新たに存在が判明した <b>6つの水銀使用製品を既存の用途に利用する水銀使用製品として追加</b> しました。                                                                                          | 当該水銀使用製品を製造・販売する事業者           |
| 化学物質 |     | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律          | 3-2  | デクロランプラスの取扱いに関する技術上の基準(許可製造業者に係るものを除く)を定める省令                                                                                      | 1 | 厚生労働・経済産業・環境省令第1号                          | 2025.2.18  | 同日         | 下記掲載月番号1-2の改正を受けて、 <b>同物質を製造又は取扱う事業者が取扱い時に従うべき技術上の基準等</b> が定められました。                                                                                                                                   | 当該物質を製造または取り扱う事業者             |
|      |     |                                | 1-2  | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令                                                                                                | - | 政令第382号                                    | 2024.12.18 | 2025.2.18他 | 主に紫外線吸収剤として利用される <b>UV-328</b> 、殺虫剤として利用される <b>メキシクロル</b> 及び難燃剤として利用される <b>デクロランプラスが第一種特定化学物質に指定</b> されました。                                                                                           | 当該物質を製造または輸入等している事業者          |
|      |     |                                | 10-1 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令                                                                                                | 1 | 政令第310号                                    | 2024.9.27  | 2025.4.1   | 工業用洗浄剤(繊維・金属製品など)やプラスチック・ゴム乳化剤等として使用される <b>ポリ(オキシエチレン)＝アルキルフェニルエーテルの一つNPE</b> が、製造・輸入の際に事前の予定数量及び事後の実績数量の届出が必要である <b>第二種特定化学物質</b> に指定されました。                                                          | 当該物質を製造・取扱い等する事業者             |
|      |     |                                | 12-1 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令 | 1 | 総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第2号               | 2024.12.10 | 2025.1.10  | 下記掲載月番号7-2の改正を受けて、題記省令／告示に <b>PFOAの分枝異性体又はその塩 及び PFOA 関連物質</b> に関する内容が追加されました。                                                                                                                        | 当該物質を使用している消火器等を業として取り扱う事業者   |
|      |     |                                | 11-1 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令                                                                              | - | 厚生労働・経済産業・環境省令第4号                          | 2024.11.15 | 2025.1.10  | 下記掲載月番号7-2の改正において <b>PFOAの分枝異性体又はその塩 及び PFOA 関連物質が第一種特定化学物質に指定</b> されました。今回、 <b>PFOA関連物質のうち別途省令で指定する物質</b> が定められました。                                                                                  | 当該物質を製造又は輸入する事業者              |
|      |     |                                | 7-2  | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令                                                                                                | 1 | 政令第244号                                    | 2024.7.10  | 2025.1.10  | <b>PFOAの分枝異性体又はその塩 及び PFOA 関連物質を第一種特定化学物質へ指定</b> すると共に、当該物質を使用するはっ水剤等の <b>輸入禁止製品が指定</b> されました。                                                                                                        | 当該物質を製造又は輸入する事業者              |
|      |     |                                | 5-3  | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第3項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令                         | 1 | 総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号               | 2024.5.1   | 2024.6.1   | 23.12.1公布の改正化審法施行令に係る改正です。 <b>ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)(PFHxS)</b> 等が <b>第一種特定化学物質</b> に指定されたことに伴い、これらが使用されている <b>消火器等</b> が題記省令及び告示に追加されました。                                                              | 当該製品を業として取り扱う事業者等             |
|      |     |                                | 1-3  | 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令                                                                                       | 2 | 政令第3号                                      | 2025.1.16  | 2025.2.1   | 掲載月番号6-3の施行日が2025.2.1に決まりました。また、対応が著しく不十分であると認めるときに環境大臣からの勧告及び命令の対象となる <b>特定産業廃棄物処分業者の要件</b> 等が、省令では資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するため、 <b>廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項</b> が定められました。                              | 廃棄物処分業者(廃掃法規定の一般及び産業廃棄物処分業者等) |



|  |       |                              |     |                                                                                                  |   |                |           |           |                                                                                                                                                                                                                                             |                        |
|--|-------|------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---|----------------|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|  | 循環型社会 | 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 | 6-3 | 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律                                                                     | - | 法律第41号         | 2024.5.29 | 1年6ヵ月以内   | この法律は、資源の循環を行ううえで製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すため制定されました。廃棄物処分業者(廃掃法に基づく業者)の判断の基準となるべき事項の策定や、先進的な再資源化事業等の高度化の取組みを促進するため、環境大臣による認定制度を創設等します。                                                                    | 廃棄物処分事業者等              |
|  |       | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律      | 6-2 | 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第3章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令                                       | 2 | 農林水産・経済産業省令第2号 | 2024.6.3  | 2025.4.1  | 2023.5.8公布の改正法において新たに <b>木材関連事業者</b> が木材等の譲受け等をする際に、 <b>合法性の確認等が義務付け</b> されたことに伴い、 <b>合法性の確認の方法や記録の作成・保存方法等が規定</b> 等されました                                                                                                                   | 当該木材関連事業者              |
|  |       | 使用済自動車の再資源化等に関する法律           | 7-4 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令                           | - | 経済産業・環境省令第9号   | 2024.6.28 | 同日        | 同法(第27条)に基づき記録・保存する特定再資源化等物品の <b>再資源化等に関する帳簿</b> について、SSDやクラウド等の <b>電磁的記録が利用</b> できるようになりました。                                                                                                                                               | 同法に基づく帳簿を記録・保存する事業者    |
|  |       |                              | 4-1 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 及び 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | - | 経済産業・環境省令第2号   | 2024.3.21 | 2024.4.1  | 23.6.16公布の改正デジタル一括法において、自動車リサイクル法に基づく <b>使用済自動車等の引取業者及び解体業者等</b> は、登録番号等を <b>事業所のウェブサイトで公表</b> することとされました(2024.4.1施行)。今回、ウェブサイト有していない等の場合はウェブサイト公表の <b>適用除外とできる規定</b> が定められました。また、同法に係る書面の保存等について、これまでの磁気ディスク等の記録媒体から電磁的記録媒体を用いることに変更されました。 | 同法に基づく当該事業者            |
|  | 安全管理  | 労働安全衛生法                      | 6-4 | 労働安全衛生規則の一部を改正する省令                                                                               | 1 | 厚生労働省令第95号     | 2024.6.3  | 2024.10.1 | 労働法に基づく、対地電圧が50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車整備業務に係る特別教育の実施について、低圧を超える蓄電池を内蔵する自動車が登場し普及することが想定されることから、 <b>特別教育内容を当該蓄電池内蔵自動車の整備にも拡大</b> する改正が行われました。                                                                                                  | 当該業務を有する事業者            |
|  |       |                              | 5-6 | 労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件                                   | - | 厚生労働省告示第196号   | 2024.5.8  | 2025.10.1 | 事業者は <b>リスクアセスメント対象物</b> (法第57条の3)のうち、一定程度のばく露に抑えることで、労働者の健康障害のおそれがない物については、 <b>労働者が屋内作業場でばく露される程度を濃度基準値以下</b> としなければなりません。今回その対象が <b>112物質追加</b> されました。                                                                                    | 当該物質を製造又は取り扱う業務を有する事業者 |
|  |       |                              | 5-5 | 労働安全衛生規則の一部を改正する省令                                                                               | - | 厚生労働省令第79号     | 2024.4.25 | 2026.7.1他 | 労働法に基づく新規化学物質の有害性の調査の結果等の <b>届出又は申請が原則電子化</b> されます(26.7.1施行)。また、官報公示により行っていた新規化学物質の名称の公表をインターネットの利用その他の適切な方法により行う(24.7.1施行)こととされました。                                                                                                        | 当該物質を届出等する事業者          |
|  |       |                              | 4-2 | 作業環境測定基準等の一部を改正する告示                                                                              | - | 厚生労働省告示第187号   | 2024.4.10 | 2025.1.1他 | 労働法第65条に基づき、有害な業務を行う屋内作業場等(政令で定めるもの)では、題記基準に従って <b>作業環境測定</b> を行うことを義務付けています。今回、 <b>個人サンプリング法</b> により行う作業環境測定の対象物質に <b>ジクロルベンジジン及びその塩など13物質を新たに追加</b> する(25.1.1施行)改正等が行われました。                                                               | 当該物質の作業環境測定を行う事業者      |
|  |       | 消防法                          | 9-1 | 危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令                                         | - | 総務省令第83号       | 2024.8.30 | 2025.3.1  | 24.5.29公布の毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令において劇物に指定された農薬等に使用される <b>フルベンチオフェノックス</b> は、加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生することから、新たに <b>消防活動阻害物質</b> に指定されました。                                                                                                          | 当該物質を指定数量以上貯蔵等する事業者    |
|  |       |                              | 8-1 | 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令                                                                           | - | 総務省令第78号       | 2024.7.31 | 同日        | 消防法(第14条の3の2)に基づき、危険物の規制に関する政令(第8条の5)で定める <b>危険物を取り扱う地下タンク等を有する製造所</b> 等では、 <b>1年に1回以上定期点検</b> を行う必要があります。今回、 <b>常時監視の装置の設置</b> 等が講じられ、かつ、市町村長等が保安上支障はないと認める場合に、市町村長が定める時期に点検を行えるようになりました。                                                  | 同法に基づく当該設備を有する事業者      |